

令和3年度 第3回都市計画審議会 ～玉名市立地適正化計画（案）について～



これまでの経緯（9.27都計審以降）

1. 9/27 都計審・景観審議会合同会議
2. 10/1 国交省協議
3. 10/13 第3回庁内検討会議
4. 11/1～11/30 パブリックコメント

1. 9/27 都計審・景観審議会合同会議

- (第5章 5-8) ※現計画書P69
繁根木川周辺や高瀬は浸水想定区域に含まれているがここに都市機能や人口を誘導するのは間違っている

⇒玉名市は菊池川とともに発展してきた歴史を有しており、全ての浸水想定区域を誘導区域から除外すると、市街地エリアに都市機能や居住の誘導ができないといった問題が発生する
繁根木川周辺、高瀬については近隣に避難所が整備されているため、人的被害は守れる箇所として誘導区域に含めている

1. 9/27 都計審・景観審議会合同会議

- （第6章 6-8～11） ※現計画書P78-81
誘導施策の対応箇所が市内全域になっているものについては、どのように運用して特定地域への人口誘導を目指していくかを明確に記載すべきではないか

⇒子育て施策等は対象範囲を絞るものではないため、これらの施策を運用しながら、関係各課との連携を図り、人口誘導のためのインセンティブ付与を行う予定

1. 9/27 都計審・景観審議会合同会議

- (第6章 6-10) ※現計画書P80
定住人口を図るにあたって、性能の良い家を建てることを促進してほしい
(カーボンニュートラルに先進的に取り組む等)

⇒誘導施策に

「窓の断熱改修に対する減税措置」

「市営住宅新設時の環境負荷軽減」を追記

- (第7章 7-3) ※現計画書P89
人口集約をするにあたって、無理な目標を立てること
で他の区域から人がいなくなるのではないか

⇒目標人口を変更 (30人/ha→26人/ha)

(近隣市町 (荒尾市等) の人口密度をベースに設定)

2. 10/1 国交省協議

- (第2章 2-25) ※現計画書P35
公共施設の定義補足が必要

⇒公共施設に対する記載を修正

- (第8章 8-14) ※現計画書P109
大規模盛土造成地について、居住誘導区域に含めるかどうかの結論が整理されていない

⇒調査結果を踏まえ、居住誘導区域に含めるか検討する旨を記載

3. 10/13 第3回庁内検討会議

- (計画書全体) 用語解説が必要

⇒計画書全体を見直し、用語解説を追加

- (第2章 2-4、2-19 ※P12、29 第3章 3-9 ※P45)
玉名駅周辺は「交通拠点」であるため、
表記の検討が必要

⇒都市拠点と交通拠点を併記

- (第6章 6-13 ※現計画書P83)
「外出支援サービス」については、利用回数に制限があるほか、買い物に対する支援がないためこれらに対応する移動手段確保が必要

⇒現時点では記載が難しいため継続実施で対応

4. 11/1～11/30 パブリックコメント

(計画書全体)

- 人口減少が進む中で新玉名駅周辺を中心都市とするのは無茶ではないか
- 新玉名駅周辺の整備を行うよりも従来の商店街に力を注いでほしい
- 工場誘致は人口増加に寄与するので市に期待したい

⇒課題点としては同じ認識であり、それらを解決するための一つとして「立地適正化計画」があると考えている

いただいた意見を踏まえて「利便性が集約された居住者も来訪者も利用しやすい県北の拠点都市」を目指していく

今後のスケジュール（案）

参考スケジュール

